

にしん住宅サポートローン

令和6年12月1日現在

商品名

にしん住宅サポートローン

1. ご利用いただける方	・当金庫の会員または会員となる資格を有する個人および個人事業主の方 ①当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ・申込時の年齢が満20歳以上、完済時年齢満80歳以下の方 ・申込日時点または貸付実行日時点において当金庫の基金保証付住宅ローン（有担保）が次のいずれかの条件を満たされる方 ※当該住宅ローンの連帯債務者（予定者を含む）も対象 ①本審査結果が「可決」、「条件付可決」（条件を満たせるものに限る）のいずれか（回答有効期間内のものに限る） ②契約中で貸付実行日から6か月以内
2. お使いみち	・健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次に該当するもの ①当該住宅ローンの対象物件にかかる次の資金 a. インテリアや家電等購入資金 b. 引越費用、仮住まい費用 ※申込日時点で支払日から3か月以内のものに限り支払済資金も可 ②申込人または申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫）が使用する自家用自動車（オートバイ、自転車を含む）の購入等にかかる資金 ※購入資金のほか、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用を含む ③申込人が当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※当座貸越型消費者ローンの借換え資金は、当該ローンを解約する場合に限る
3. ご融資限度額	・1万円以上500万円以内（1万円単位） ※当金庫からの借入金（当座貸越極度額を含む）が700万円を超える場合、出資をしていただき会員となっていただく必要があります。
4. ご利用期間	・3か月以上50年以内かつ当該住宅ローンの利用期間（残存期間）内 ・元金返済据置（利払いのみ）期間は1年以内とします。
5. ご融資形式	・証書貸付
6. ご融資利率	・借入期間が5年以内：固定金利 年2.55%（保証料含む） ・借入期間が5年超：変動金利 年2.55%（5年周期変動、保証料含む） ・延滞損害金は、返済すべき元金に対し年18.25%となります。
7. ご返済方法	・毎月元金均等または元利均等分割返済とします。 ・申込金額の50%以内の元金について6か月毎のボーナス併用返済ができます。 ・返済日は任意の指定日とします。
8. 団体信用生命保険	・団体信用生命保険への加入は任意となります。 ・保険料はご融資金利に別途上乘せになります。 ・一般団信に加え、3大疾病保障特約付団信および就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団信もお選びいただけます。
9. 保証人・担保	・不要です。
10. 保証会社・保証料	・一般社団法人しんきん保証基金 保証料はご融資利率に含まれています。

11. 必要書類	・ 本人確認書類 運転免許証（取得していない場合は個人番号カード（表のみ）、顔写真付住民基本台帳カード、運転経歴証明書のいずれか） ※ 有効期限があるものは、有効期限内のものに限ります。 ・ 所得確認書類 公的所得証明書（住民税決定通知書、住民税納税通知書、納税証明書その2（所得金額用）等）、源泉徴収票原本、確定申告書（控）、給与明細書（給与所得者で勤続年数が短く、公的所得証明書、源泉徴収票が取れない場合）、年金振込通知書・年金額改定通知書・年金裁定通知書のいずれか ・ 資金使途確認書類 ① 見積書・注文書・請求書、学校発行の振込み用紙、工事請負契約書等、資金使途が確認できる書類の写しが必要となります。 ② 資金使途が「借換資金」の場合は、借換対象ローンの資金使途が確認できる書類および、融資残高ならびに申込人本人の借入であることを確認できる書類が必要となります。 ・ その他の資料をご用意いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
12. 手数料	・ 繰上げ返済をされる場合は、繰上償還手数料3, 300円が必要となりますので、あらかじめご了承ください。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
14. その他	・ 今回の申込金額と既存の当金庫取扱分および他信用金庫取扱分を含めたしんきん保証基金保証付消費者ローンの現在残高の合計額が3, 000万円以内とします。 ・ 証書貸付は保証登録内容に基づき現在残高を推定した「推定残高」、当座貸越は、保証登録がなされた「保証金額（貸越極度額）」を現在残高とみなします。 ・ 資金は、原則として購入先等に振込させていただきます。 ・ 保証会社の審査結果によっては、ご要望に添えない場合もございます。なお、審査結果の内容等につきましてはお答えしかねますのでご了承下さい。

西中国信用金庫